

第5号議案

川崎市立玉川小学校PTA会計予算案

(歳入)

項 目	年度予算額	摘 要
会 費 児 童	1,347,000	250×世帯数(449)×12
教 職 員	108,000	250×教職員数(36)×12
繰 越 金	2,009,562	令和3年度より繰越金
合 計	3,464,562	

(歳出)

項	目	節	予算額	摘 要
運 営 費	1	会 議 費	150,000	役員会、実行委員会
	2	消 耗 品 費	20,000	事務用品等
	3	印 刷 費	150,000	印刷用紙、印刷トナー、マスター等
	4	通 信 費	300,000	切手、役員通信費、インターネット接続費、SNS等開設費
	5	雑 費	3,000	PTA会議室雑用品
			計	623,000
活 動 費	6	学年活動費	37,000	活動費(1-5年:5,000円、6年:12,000円)
	7	広報活動費	180,000	PTA広報誌発行、活動費
	8	成人活動費	40,000	講演、講習会等、活動費
	9	厚生活動費	20,000	ベルマーク、資源回収、活動費
	10	校外活動費	30,000	ポスター張替、活動費
	11	玉川活動費	10,000	活動費
		計	317,000	
特 別 活 動 費	12	区P活動費	180,000	区P協等関係活動参加費
	13	渉外活動費	200,000	対外活動、慶弔、見舞い
	14	表彰奨励費	160,000	卒業記念品代、運動会参加賞等
	15	行事協力費	250,000	学校行事全般、式典花代等
	16	危機管理費	30,000	災害等危機管理代
			計	820,000
分 担 金	17	分 担 金	5,500	各種分担金
	18	保 険 料	40,000	AIU保険料
		計	45,500	
予 備	19	備品積立金	150,000	
	20	予 備 費	509,062	予備費
	21	繰 出 金	1,000,000	テント等購入費として特別会計へ繰出
		計	1,659,062	
		総 計	3,464,562	

川崎市立玉川小学校PTAサークル活動に関する内規

サークル活動は、原則として現会員の相互交流・親睦を目的とする。また、活動場所は、原則として川崎市立玉川小学校内とする。

1. 各サークルは活動参加名簿を年度初めに作成しPTA実行委員会に提出する。また、変更したときには、速やかに通知する。
2. 下記の場合は、学校（教務主任）の許可を得る。
 - a. サークル活動のために学校の施設（教室・体育館）を使用する場合。
 - b. 他校との交流等で部外者が来校する場合。
 - c. 玉川小学校PTAとして対外的な活動を行う場合。（PTA実行委員会並びに学校の許可を得る。）
 - d. その他、必要と思われる場合。
3. 活動当日は、各サークルの代表者が責任を持って活動するものとする。
4. 活動に際しては、学校から許可を得た場所以外への立ち入りを禁止し、授業などの迷惑にならないようにする。また、施設の使用後は必ず清掃し火の元・戸締りの確認を行い、鍵を所定の場所に返却する。
5. PTAとして活動中の事故・ケガなどが生じた場合は、速やかにPTA役員に報告すること。
6. サークル活動のために必要な経費が生じた場合は、補助します。
7. 政治的・宗教的な活動並びに営利目的の活動は禁止する。
8. サークルを解散したとき、活動停止しているときには、速やかにPTA実行委員会に届け出をするものとする。

サークル活動を設立する内規

1. サークル設立には、10名以上の会員を必要とする。
2. サークル責任者は、サークル名、活動内容、参加名簿等をPTA実行委員会までに提出し、承認を得るものとする。

川崎市立玉川小学校PTA内規

第1条 規約1条に基づき、この内規を定める。

第2条 教職員の慶弔に関しては、次の通りとする。

1. 教職員がその功勞により表彰を受けたときは、実行委員会に函って祝意を表す。
2. 教職員が異動・退職する場合には、記念品（花束等）を贈る。
3. 教職員の死亡 会として5千円及び花輪。
4. 教職員の配偶者及び子の死亡 会として3千円。

第3条 業職員については、教職員に準ずる。

第4条 保護者及びその家族の弔事に関しては、次の通り香典を送り弔意を表す。

1. 保護者の死亡 P T A名5千円。
2. 児童の死亡 P T A名5千円。
3. 保護者の子の死亡 会として3千円。

第5条 役員会構成員・会計監査・実行委員委員長・副委員長の退会、離任に際しては、記念品を贈る。

第6条 見舞金は、会長・副会長が協議し認めた場合、学校・P T A連名で5千円。

第7条 その他必要と認めたときは、役員会または実行委員会での都度協議をする。

昭和62年4月1日施行。

平成28年4月1日改正。

個人情報取扱いに関する細則

第1条（責務）

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本細則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第2条（個人情報の定義）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は役員会および委員会とする。

第5条（守秘義務）

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条（個人情報の取得）

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために、以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

第7条（個人情報の利用目的）

取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

1. PTAの活動における連絡および名簿の作成
2. 広報紙の作成などにおける写真等
3. 関係機関および関係団体からの依頼
4. 役員選出
5. PTA活動の諸連絡

第8条（管理および保管）

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理し保管する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条（第三者提供の制限）

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第10条（情報の開示等）

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に従ってこれに応じる。

第11条（情報漏えい対策）

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第12条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

本細則の改正は、総会にて決定する。

本細則は、平成30年4月1日より実施する。